

財務省告示第九十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年三月四日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	付利券（二庫）	回数	総額	額面金額の買入	付利券（五庫）	回数	総額	額面金額の買入	付利券（十庫）	回数	総額	額面金額の買入
国債の名	付利券（二庫）	回数	総額	額面金額の買入	付利券（五庫）	回数	総額	額面金額の買入	付利券（十庫）	回数	総額	額面金額の買入
記号	第二回	第二十五回	百億円	百円十八銭五	第二回	第二十五回	二百四十億円	百円二十銭八	第二回	第二十五回	二百億円	百円七十五銭
記号	第三回	第三十三回	四億円	百円三銭八厘	第三回	第三十三回	七十億円	九十九円九十	第三回	第三十三回	七十九億八千九百	九十九円九十
記号	第四回	第四十四回	七十億円	九十九円九十	第四回	第四十四回	九十億九千九百	九十九円九十	第四回	第四十四回	九十億九千九百	九十九円九十
記号	第五回	第五十五回	百億円	百円十八銭五	第五回	第五十五回	百億円	百円十八銭五	第五回	第五十五回	百億円	百円十八銭五
記号	第六回	第六十六回	二百四十億円	百円二十銭八	第六回	第六十六回	二百四十億円	百円二十銭八	第六回	第六十六回	二百四十億円	百円二十銭八
記号	第七回	第七十七回	二百億円	百円七十五銭	第七回	第七十七回	二百億円	百円七十五銭	第七回	第七十七回	二百億円	百円七十五銭
記号	第八回	第八十八回	六億円	百円三銭八厘	第八回	第八十八回	六億円	百円三銭八厘	第八回	第八十八回	六億円	百円三銭八厘

合	”
	第 二 百 八 回
計	二 十 五 億 円
千 百 億 円	六 百 円 四 十 六 銭